

引っ越しの季節です 区役所での手続き一覧

表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。
ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

(詳細) 中央区役所各担当課へ ☎231-2400

項目	転出(中央区から市外へ)	転入(市外から中央区へ)	札幌市内での区間異動・中央区内での転居	担当
住所変更	転出届 →あらかじめまたは転出した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など) 転出先の住所(最低でも市区町村名まで)が必要です。	転入届 →転入した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)、転出証明書(前住所地で発行)	転入・転居届 →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※届け出人の本人確認書類(免許証、保険証など)	戸籍住民課
印鑑登録	印鑑登録証の返還 →登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑、所定の本人確認書類(事前に戸籍住民課へお問い合わせください)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
転校(小・中学校)	在学証明書・教科書無償給与証明書を今までの学校で発行してもらってください。	入学票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還(転出前に) ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	加入される方は加入手続き →転入した日から14日以内 ※印鑑(通帳使用印)、預金通帳、本人確認書類(免許証、保険証など)、世帯主の保険証など	住所変更手続き →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※国民健康保険証	保険年金課
介護保険	保険証の返還(要介護認定を受けている方は受給資格証明書の交付手続き) ※印鑑、介護被保険者証、納付通知書	新たに加入手続き →転入した日から14日以内 ※印鑑、本人確認書類(免許証、保険証など)、受給資格証明書(前住所地で交付を受けている方)	住所変更手続き →新住所地の区役所で、転入・転居した日から14日以内 ※介護被保険者証	
国民年金	加入者 第1号被保険者(自営業・学生など)と任意加入の方は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。第3号被保険者は、配偶者の勤務先に届け出が必要です。 受給者 年金の種類により手続きが異なりますので、「ねんきんダイヤル(☎0570-07-1165)」または、札幌西社会保険事務所(☎241-7281)、保険年金課へお問い合わせください。			
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の届け出 ※印鑑	住所変更手続き ※印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、住民票(世帯全員)など	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	保健福祉サービス課
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還 ※敬老手帳	新たに申請手続き ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	手続きは特に必要ありません	1月1日から6月30日までに住民登録をされた方は、9月交付になります(8月に案内通知が届きます)。	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証などの返還 ※福祉乗車証など	住所変更手続き ※印鑑、手帳(療育手帳は本人の顔写真が必要)	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※印鑑、手帳	
児童手当	消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当	転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※手当証書	
特別児童扶養手当	転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書、世帯全員の住民票(道外からの転入の場合)	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※手当証書	
医療助成	受給者証の返還	新たに申請手続き ※印鑑、保険証、所得証明書、身体障害者手帳、療育手帳など	住所変更手続き →新住所地の区役所で ※受給者証	
固定資産税	不動産(土地、建物)をお持ちの市町村へ住所変更の連絡をしてください。			課税課
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車	場合により手続きが異なりますので、事前に課税課へお問い合わせください。		転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	

広告欄